

## 平成 27 年度第 2 回消費生活審議会会議録

開催日時：平成 27 年 7 月 1 日（水）午後 2 時～4 時 10 分

開催場所：本庁舎 2 階第 2 委員会室

出席委員：渡辺達徳会長、鎌田健司副会長、飯塚順子委員、石山隆委員、伊東智恵子委員、小野寺基純委員、加藤房子委員、亀井文委員、亀田治委員、向所千夏委員

情報提供者：高橋和之氏、阿部和治氏

事務局：寺田市民局長、小林市民協働推進部長、消費生活センター吉田所長、高橋主幹兼消費生活係長、熊谷相談啓発係長、笠原主任、田上主事

### 議題（１）会議及び会議録の公開の取扱いについて

（渡辺会長）それでは、議題(1)「会議及び会議録の公開について」、事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局）会議の公開につきましては、仙台市附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱の規定によりまして、公開・非公開を審議会で決定することになっております。また、仙台市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報を扱う場合、その他非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となりますが、本日は、それには該当しませんので、原則公開となります。なお、会議終了後に会議録を作成いたしまして、市政情報センター及びホームページにおいて閲覧に供しますことを申し添えます。

（渡辺会長）それでは、本日の審議会は公開とすることよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、本日の審議会は公開といたします。

### 議題（２）会議録署名委員について

（渡辺会長）続きまして、議題(2)「会議録署名委員について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）会議録の署名につきましては、会議録署名委員制度等を採用することとなっております。会長のほか本日ご出席の委員の皆様の中から会議録署名委員 1 名を決めていただくものでございます。

（渡辺会長）では、本日の出席委員の中から署名委員を決めるということです。名簿順とすることになっておりましたので、本日は加藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは加藤委員にお願いします。

### 議題（３）「平成 26 年度消費生活基本計画の実施状況及び相談受付状況について」

（渡辺会長）それでは、議題（３）「平成 26 年度消費生活基本計画の実施状況及び相談受付状況」について、事務局より説明願います。

(事務局) それでは、お手元の資料1をご覧ください。まず、基本計画の構成については、本市が取り組むべき重要課題として、5項目を掲げておりました。「消費生活の安全・安心の確保」、「消費者教育・啓発の推進」、「消費者被害の防止及び救済」、「高齢者等特に支援を要する消費者への対応」、「環境に配慮した消費生活の推進」となっておりまして、さらにその項目ごとに、施策の方向、主な取組事項、具体的施策に細分化されたものとなっております。基本計画の進捗管理につきましては、毎年度評価基準に基づき、具体的施策ごとに評価を行っておりまして、このほど平成26年度の実施結果がまとまりましたので、消費生活センターにおける主な取組の実施状況を中心として概要についてご説明させていただきます。「重要課題Ⅰ 消費生活の安全・安心の確保」につきましては、販売店の表示に対する立ち入り調査を定期的に行うなど、食品・商品の適正な表示の確保に努め、その調査結果やリコール情報などをホームページでも容易に閲覧できるように改善いたしました。また、食品衛生担当部署において、食品の生産、製造、流通等の状況、食品関係施設の監視指導を重点的に実施いたしました。次に、「重要課題Ⅱ 消費者教育・啓発の推進」につきましては、消費生活審議会が、消費者教育推進法における「消費者教育推進地域協議会」の役割を併せ持つ形で、「地域における消費者教育・啓発の推進」についてご審議いただき、消費者教育の現状や課題などについて情報の共有に努めるとともに、次期基本計画及び消費者教育推進計画の策定に向けた事業を展開して参りました。また消費生活パートナー事業は、ボランティアの市民の方に、当センターとの連携、協働により地域の身近な場における啓発や見守りを行っていただくものですが、制度の見直しを行い、パートナーを一般公募により募集し、養成講座を実施するなど事業のすそ野を広げての人材育成に努めました。さらに重要課題Ⅳの「高齢者等特に支援を要する消費者への対応」につきましては、高齢者宅に配食サービスを行う事業者、団体の協力を得て、月に1回、弁当の配達に併せ注意喚起のチラシを届ける事業を始めましたが、今後も高齢者に情報を届ける有効なルートの一つとして活用していきたいと考えております。なお、個別の具体的な内容につきましては、資料1の別紙により後程ご確認いただければと存じます。また、平成26年度には、次期基本計画及び消費者教育推進計画を策定するための参考として市民、事業者、小中学校のそれぞれを対象としたアンケートを実施いたしました。この調査により、市民のインターネット取引の利用状況や意識、悪質商法などに関する認知度、事業者の消費者問題に対する意識や取組状況、学校における消費者教育の実施状況や課題等について把握することができましたが、副次的な成果として、このアンケート自体が、回答者に対する非常に効果的な啓発につながったのではないかと考えているところでございます。ではここで、次期基本計

画の策定に向けて今期計画の中間評価を行うための案を考えましたのでご説明させていただきます。資料2をご覧ください。今期計画は、仙台市消費生活条例に掲げる、「消費者の利益の擁護」「消費者の自立支援」「消費者の権利の確立」「消費生活の一層の安定と向上」を図るために5つの重要施策を柱に関係部署や関係団体との連携により、様々な課題に取り組んで参りました。今期の始まりは、あの未曾有の被害をもたらした東日本大震災の直後でしたので、震災に便乗した悪質商法や原発事故に伴う放射性物質に対する対処等、消費者行政にとっても従来の想定を超えた課題に対応することが求められましたが、一定の落ち着きを取り戻した後は、個々の事業についてはほぼ計画通りに行われてきました。特に、高齢者を狙った悪質商法が年々巧妙化し、相談件数も増加傾向にありますので、事業者や関係団体との連携を構築し、高齢者に確実に情報を届けるルートを開拓したり、見守りを強化するなどの取り組みを行って参りました。また今期の取り組みとしては、適格消費者団体の設立を目指して活動する団体への支援を開始するなど、多様な主体との連携を広げて参りました。なお、適格消費者団体とは、消費者全体の利益擁護のために悪質な事業活動や不当な契約条項といった不当な行為そのものの差止訴訟を起こせる権限を国から与えられた団体のことで、現在全国に12団体ありますが、東北地方は空白地区となっております。以上のような取組を行ってきたものの、一方で、高齢化の進展やインターネットの急速な普及など、消費者を取り巻く環境も急激に変化し、消費者トラブルも一層複雑かつ深刻化して参りました。このような状況を受け、国においては「消費者安全法」や「特定商取引法」の改正など、法規制の強化が行われるとともに、消費者自身が自ら考え、合理的に行動し、危険を回避できる自立した消費者を育成することが必要という理念のもと、「消費者教育推進法」が平成24年に施行され、自治体においても消費者教育推進計画を策定することが努力義務とされました。この法律により「消費者市民社会」という広い理念が示され、消費者教育にも持続可能な社会づくりという大きな枠組みの中で総括的に取り組む必要が生じました。また、消費者教育は学校教育も含めた生涯教育・学習としてとらえ、多様な主体との連携により、学校、地域、職場などの様々な場において幼児期から高齢期までのライフステージに応じた体系化された取組が必要であるとの基本方針も示されました。この視点で現行計画を見ますと、例えば学校教育、地域における啓発等、個別の施策には取り組んでいますが、生涯学習としての体系化は弱いと言わざるを得ず、今後は生涯にわたる教育・学習という縦の流れ、場という横のつながりという縦横をリンクさせた体系化が必要となります。さらに、消費者教育を単に「消費者被害に遭わないための教育・啓発」といったように断片的にとらえるだけではなく、消費者一人ひとりが、様々な情報を

自ら読み取り判断していく力を身につけ、自分のことだけを考えるのではなく周りの人々や将来生まれてくる人々、国の内外の社会情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参画する「消費者市民の育成」という新たな視点を持つことが必要となりました。現行計画では、個別の施策はほぼ網羅され、個別に見た場合は、概ね計画通りに行われていますが、消費者市民社会や消費者教育という概念が広く市民の間に浸透しているとはいえ、まずはその理念を共有することからスタートし、多様な主体の連携の強化とそのためのコーディネート機能についてもより明確にし、新しい枠組みに合わせた施策の体系が必要と考えております。これらのことを踏まえ、次期計画は「消費者が安全に安心して暮らせるまちづくり」と「消費者市民社会の実現」を目指す計画として再構築することといたしますが、消費者教育が消費者行政の背骨をなす施策であることを考慮し、基本計画と消費者教育推進計画を一体のものとして策定することで考えているところでございます。次に平成 26 年度消費生活相談の実績についてご説明いたしますので、お手元の資料 3 の 1 ページをご覧ください。平成 26 年度に当センターに寄せられた消費生活相談は 8,339 件で、前年度より 510 件増えており、そのうち、契約トラブルなどの苦情相談は 7,662 件となっております。平成 24 年度以降は、件数が増加傾向にあります。特に、70 歳以上の高齢者にかかわる相談が増え続けておりまして、最後の 12 ページに「劇場型勧誘に関する相談について」として記載しておりますが、複数の業者が役回りを分担し、大手証券会社の名を騙ったり、中には警察官や弁護士が登場する場合もありますが、パンフレットを送りつけたり電話で勧誘し、消費者があたかも得をするように信じこませたり、「代わりに買ってほしい」、「名義を貸してほしい」、などと言い、断ると、「既にあなたの名前で申し込んだ。名義貸しは犯罪だ」などと脅して、実態不明の金融商品や老人ホーム入居権などの権利などを買わせる手口の劇場型勧誘など、詐欺的勧誘の被害に遭っている方が非常に多く、大変憂慮すべき状況でございます。また、2 ページから 3 ページに記載しているとおり、インターネット関連の相談も多く、スマートフォンやパソコンを利用したサイト使用料などの不当請求、架空請求に関する「デジタルコンテンツ」は例年件数が突出し、各年代から相談が寄せられており、苦情相談の 2 割以上を占めています。また、光回線の卸売りが開始されたことに伴い、インターネット接続回線やプロバイダー変更に伴った相談も増加しております。さらに未成年者に関するものでは、オンラインゲーム等でアイテムを購入するなどの有料サービスを利用し、無断で親族のクレジットカードで決済していたことが、高額な請求が来て初めて分かった、といった相談が寄せられております。最後に寄せられた相談の処理結果につきましては、8 ページをご覧ください。相談を受け、解

決に向け、相談員が事業者と直接交渉する「あっせん」が7.8%で、そのうち解決を見たものが94%ほどとなっております。また、相談者が事業者と自主交渉することで解決する可能性がある相談について、その方法を相談員がアドバイスする「助言（自主交渉）」が、62.4%となっております。なお、相談を受けてその日のうちに解決する即日処理が83.9%となっておりますが、あっせん等で処理に日数を要する複雑困難な継続案件が年々増えている状況にあります。私からの説明は以上でございます。

(渡辺会長) ただいま、ご説明をいただきましたことにつきまして、何かご質問、ご提言などありましたらお願いいたします。

(加藤委員) 資料1別紙、5ページですが、消費者教育の内容に関し、②の小中高校における消費者教育で、計画に対して回数的にはほぼ目標達成でいいとは思いますが、実際行われたのは小学校と特別支援学校だけであって、中学校、高校は全く行っていないということだと思いますが、このことをどう評価するのでしょうか。次に、確認ですが、資料2は、仙台市民が基本計画の評価の取りまとめた文書を見ることを考えて作ったのか、確認してから次の質問をしたいと思います。

(渡辺会長) 一点目は資料1別紙の5ページの小中高校等での消費者教育で、中学、高校が抜けているのではないかということについてお答えいただけますでしょうか。

(事務局) 確かに残念ながら、中学校、高校にこちらから出向いた出前講座というのは、実績としては0でした。ただ、学校さんの方では、私どもの方に依頼されなくても、直接外部の講師の方を招いて消費者教育講座を開催している等のことが、アンケートの結果等からわかりますので、それはそれで評価できるのではないかとということでbといたしました。

(渡辺会長) では、資料2について、市民の目に触れることが予定されているのかという二点目の質問についてはいかがでしょうか。

(事務局) こちらの中間評価につきましては、8月以降に次期基本計画の中間案としてまとめてパブリックコメントを行う予定でございます。その時に現行計画の中間評価としてお示しすることを考えています。

(渡辺会長) わかりました。それを受けて、加藤委員からご質問と言うことですが。

(加藤委員) パブコメの募集に際して参考資料となるのであれば、検討していただきたいのは、1の経緯及び成果のところ、2段落目、「東日本大震災発生直後には」の文章の中で、震災に便乗した悪質商法というところと、高齢者を狙った悪質商法ということについて、違うことを言っているのだと思いますが、仙台市の消費生活セミナーで、西田先生の講演を聞き、「特殊詐欺」や「悪質商法」という言葉を消費者に名詞的に出しても、それが何であるかが理解できないと、被害撲滅につながらないというお話をされたと思います。市民が目にするのであれば、震災に便乗した

悪質商法や高齢者に対する悪質商法とはどういうものだったのかという  
ことを具体的なトラブルの例を挙げた方がより市民に訴えることが  
できるのではないかと思いました。

(渡辺会長) ありがとうございます。要望と言うことだと思いますが、いかがでしょう  
か。

(事務局) まさしく大切な視点だと思いますので、書き加えたいと考えています。

(渡辺会長) ありがとうございます。他に意見等がございませんようでしたら、次の  
議題(4)の方に進みたいと思います。

#### **議題(4)「次期消費生活基本計画素案について」**

(渡辺会長) それでは議題(4)「次期消費生活基本計画素案」について、事務局より  
ご説明お願いいたします。

(事務局) それでは、資料4をご覧ください。「素案」として、巻末の資料を除く  
第1章～第5章の本文をお示ししておりますが、前回の審議会でお示し  
した構成案に沿って、肉付けをしたものとなっております。なお、第4  
章「計画推進のための施策」には今後、重要課題ごとに、施策の方向お  
よび主な取組事項を精査し追加することとなります。それでは内容につ  
いて簡単に説明させていただきます。まず初めに1ページをお開きくだ  
さい。第1章として、平成16年度の消費生活条例の施行から、条例に  
基づく消費生活基本計画の策定の経緯、さらに、消費者教育推進法の施  
行を受け、その趣旨を反映させた次期基本計画の策定などについて記載  
しております。次に3ページの第2章「消費生活を取り巻く社会の現状」  
では、消費者をめぐる状況として、「消費生活と環境」「経済情勢」「高  
齢化」「インターネットの普及」「取引のグローバル化・ボーダレス化」  
「食をめぐる状況」「東日本大震災の発生と復興」を取り上げ、アンケ  
ート調査から得られた結果等を交え解説しております。なお、前回の審  
議会でご提言いただきました「オレオレ詐欺」等特殊詐欺の被害件数、  
金額等については、宮城県警が発表した統計を引用し、3ページの「高  
齢化」の中で触れております。6ページから始まる「3 消費生活相談の  
状況」に関しましては、平成26年度の実施状況が、計画策定前の最新  
の情報となり、その実績の中から全体像と主な特徴がわかる部分をピッ  
クアップいたしました。次に10ページの第3章では、次期基本計画が  
大きな目標とする「消費者市民社会」の理念や、消費者教育について解  
説しております。消費者が自ら情報を読み取り合理的な判断をする力を  
身に付ける必要があること、消費者市民社会をめざす消費者教育は、  
様々な分野と共通の領域を持つ教育であること、などについて述べてい  
ます。また、消費者教育・啓発への取り組みに対する課題として、先ほ  
ど平成26年度の基本計画の実施状況及び中間評価でも述べさせていた  
だきましたが、消費者教育という概念の浸透度が高いとは言えず、体系

化もされていないことがネックとなり、学校において実際に様々な形で  
行われていることが消費者教育として認識されていなかったり、適正に  
評価されていないという状況があることなどがわかりましたので、今後は  
消費者教育という概念の浸透と、体系化が必要であるということがポ  
イントとなっています。なお、前回の審議会で、「なぜ消費者教育が法律  
にまでなったか、その背景についても掲載すべき」というご提言があ  
りましたが、やはり、消費者教育がかねてより学校教育や生涯学習とし  
て行われてきたものの、国民に十分に浸透しているとは言い難いうえ、  
今日のグローバルで複雑な課題に取り組むために「消費者市民社会」へ  
の転換が求められており、そのけん引役として法律が制定された側面が  
あるということです。このことについては、ご提言のとおり、大変重要  
なポイントであると考えましたので、囲み記事の形で 15 ページに掲載  
いたしました。さらに、今後の消費者教育推進についての考え方として  
は、学校教育の場、学校教育以外の場いずれにおいても、消費者教育と  
いう概念の整理と体系化が必要であること、多様な主体と連携して情報  
共有しながら進める必要があること等をポイントとして挙げてありま  
す。次に、12 ページの第 4 章 計画推進のための施策です。ここでは  
第 3 章までの内容を受けて、行政が行うべき施策について、5 つの重要  
課題ごとに取り組みの方向性を示しています。重要課題Ⅰ「消費生活の  
安全・安心の確保」は、食品衛生や製品の安全、適正な表示等、安全・  
安心な暮らしを確保するために必須の、いわばソフト・インフラ的な施  
策から成っておりますので、現行計画の枠組みの中で、適時適切に遂行  
していくことになると考えております。重要課題Ⅱ 「消費者市民社会  
を目指す消費者教育・啓発の推進」では、「消費者市民社会」の実現を  
大きなゴールとして、消費者教育をしっかりと体系化し、総括的に取り  
組んでいくという趣旨となっております。これまで別の課題として扱っ  
ていた、環境に配慮したライフスタイルの推進も、「消費者市民社会」、  
別の言葉で言えば「持続可能な社会」をめざす取り組みに変わりありま  
せんので、重要課題Ⅱの中で一体のものとして、またより広い視点を持  
って取り扱うことといたしました。また、持続可能な社会づくりのため  
の一つの教育・啓発ということで、食育や生産・流通に関する学習も重  
要な要素となりますので、施策に加えたいと考えております。次に 19  
ページの重要課題Ⅲ「消費者被害の防止及び救済」も、重要課題Ⅰと同  
様、消費者行政として消費者の安全安心確保のために当然行っていかな  
なくてはならないことで、基本的な部分は大きく変わるものではありませんが、消費者トラブルの傾向は年々変化しておりますので、その変化に  
応じた対応や体制を確保していくこととなります。次に 20 ページの重  
要課題Ⅳ「高齢者等特に支援を要する消費者への対応」は、高齢化の進  
行等により、今後、特別な支援や配慮が必要な消費者がますます増えて

いくことが考えられますので、これまでの連携をより一層強化し、さらに新たなネットワークづくり等に努め、また情報の発信等についても様々な方法を工夫していくこととなります。21 ページの重要課題V「多様な主体の連携の推進」は、今日の消費者問題や、消費者市民社会を目指す消費者教育に取り組んでいくためには、情報の共有や一層の連携推進が重要なポイントになると考えます。さらに、消費生活センターには、消費者教育の拠点としての役割も求められていることから、その役割とコーディネート機能の強化ということを念頭に置き、新たに重要施策の一つとして明記する形といたしました。22 ページの第 5 章は「計画の推進に向けて」として、計画の進行管理、関係部局との連携、情報の発信と収集について記載しておりますが、最終的に、巻末に資料編として基本計画策定の経過、用語集などを付け加えることとなります。なお、毎年度の評価方法などにつきましては、現行計画において指標の設定や評価基準に不都合な部分が出てきていることを踏まえ、今後皆様方とも協議させていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また冒頭でも述べさせていただきましたが、この内容につきましては、現在、本市内部とも個別の施策を含めて調整を進めており、第 4 章に「施策の方向性」として追加いたします。また、調整の結果を、本日いただいたご意見等と併せて反映させ、中間案としたいと考えております。

(渡辺会長) ありがとうございます。ただ今のご説明に対し、ご質問また、ご提言などありましたらお願いいたします。

(加藤委員) 本日各委員の皆様にもご意見をいただきたい点が 2 点と、要望等について述べさせていただきたいと思っております。10 ページの第 3 章、「消費者市民社会の実現に向けて」の中で、1 番の「消費者市民社会とは」の文章の中、下から 5 行目中、「被害を認識し」まではいいのですが、「被害を回避したり、被害に遭った場合に適切に処理することができる能力を身に付けることが求められています」となっていますが、これはハードルが高すぎるのではないかと思います。まず、消費者市民社会ということを理解していただく 5 年間にして、このような高い目標はその後かなと思われましたので、皆様のご意見を伺いたいと思っております。もう 1 点は、21 ページで重要課題V「多様な主体との連携の推進」のところで、課題と取り組みの方向性の中の、「消費生活センターの役割」のところですが、宮城県生協連でもずっと言ってきたことですが、コーディネート役というのはまさしくこれから担っていただきたいことだと思いますが、「牽引役」については、これからは官民一体となって取り組むことが消費者市民社会を進めていくのに重要なことだと思いますので、コーディネートと同じことになってしまうかもしれませんが、牽引役よりはむしろ「つなぐ役割」とした方が、みんなで一緒にやっているという



イメージが作れるかなと思います。この2点について皆様から意見をいただきたいと思います。次に私の意見として、16ページの、「食の安全について」とは視点が違うかもしれませんが、今機能性食品の制度が施行されて、6月から販売されているところですが、機能性表示食品についての相談やトラブルについての啓発であるとか、景表法が改正され新たに罰金制度が出てきたことなどについての取り組みの方向性についての記載がないので、そのような点も考慮し、何らかの形で入れていただきたいと思います。また18ページの、消費者教育・啓発の部分で、担い手の育成と、それをうまく活用していけるような計画にしていいただきたいのと、担い手を育成するに当たっても、毎年度評価していくために、これまでのように数値目標的なものを出していただきたいです。また、18ページにも、「危害を回避したり・・・」という表現がここにも入っているため、消費者に求めるにはハードルが高いので、変えた方がいいのではないかと感じます。20ページで、高齢者等のところで、課題と取り組みの方向性の中で、被害に遭うケースが増えているだけでなく、被害金額も氷山の一角と言われていますが、金額も高額になっているということも付け加えていただきたいと思います。また、計画策定にあたり、21ページの「連携の推進」のあたりでは、市民が連携を具体的に見えるようにイメージ図のようなものをつけていただいたり、前回、クレジット協会の方もおっしゃっていましたが、「仙台らしさ」というものもどこかに表していただきたいですが、「仙台市版イメージマップ」のようなものを作成して付けていただけるとより理解が進むのではと考えましたので、ご検討いただければと思います。

(渡辺会長) ありがとうございます。後半はご意見、要望事項を何点かということでもいただきましたが、これから練り上げていく上で反映させていただくということになるとと思いますが、今の時点でお答えいただけることはございますでしょうか。

(事務局) 高齢者の被害の件数だけではなく被害金額も高額化していることを記載していただきたいということに関しては、ぜひ加えたいと思います。わかりやすい事例を載せるということについても、ぜひ具体的な事例を載せていきたいと考えております。

(渡辺会長) それでは、前半の方で、各委員のご意見をいただきたいということが2点ありました。一つは10ページの第3章、1の「消費者市民社会とは」というところの下から5行目中で、「被害を回避したり、被害に遭った場合に適切に処理することができる能力を身に付けることが求められる」というところについて、消費者市民社会について理解していただく5年間は先であって、そこから被害の回避まで行くのはハードルが高すぎるのではないかと、というご指摘だったと思います。同じ趣旨のことが18ページにも出てきますので、併せて表現などについてご意見をいただ

ければということでした。いかがでしょうか。

(向所委員) 消費者市民社会を理解する5年間で先であろうというのは、確かにそうだと思います。被害に遭った場合に適切に処理するということまではハードルが高いのではというのは、おっしゃられたとおり、たしかに難しいのではないかと思いました。消費者市民社会というものを知っていただくことが先にあると私も考えました。18ページの取り組みの状況の最後のところで、「持続可能な社会の実現のためには、自らの消費行動が地球環境や経済社会に影響を与えるという自覚を持った消費者の育成…」という文が出てきますが、これを読んだときにも、とても高い目標であるし、これを理解していただくには、よほど上手にお知らせしていかななくては、それぞれ自分のことだと受け取っていただくのは難しいのではと思いました。でも、そこをそれぞれの年代のそれぞれの方に、自分の消費活動は色々なことにつながっているということ、少しでも具体的にとらえていただけるような要素も中に入るといいのではと思いました。具体的にというところで、「自分の消費行動が地球環境や経済活動に影響する」ということを想像するのはなかなか難しいですが、自分が使ったものがごみになるということで地球環境のことは想像できるかもしれませんが、消費するということが経済とかかわるということは考えられるかもしれませんが、もう少し近いところで、自分が消費することが誰かに関係のあることなのだという点についても、何か具体的なことを入れた方がいいのではと思いました。例えば、若い人がインターネットでラインに書き込みしたことが、些細なことのつもりだったのにとても大きく誰かを傷つけるということは今とても多いですが、自分がすることがすぐに誰かと関わること、また、音は邪魔にならないようにと思ってイヤホンで聞いている方が多いのですが、イヤホンで聞いているが故に実は危険になってしまっているとか、今コマースでも芳香剤や消臭剤をつかいましょと宣伝していますが、それが健康に害をもたらしたり、不快に思ったりする方もいるということは、自分が選んだものが、実はすぐ隣の人に影響しているのだということを考えていかなければならないということを知りやすく盛り込んではどうかと思います。

(鎌田副会長) 私も加藤委員の意見に賛成です。「消費者が危害を回避したり被害に遭った時に適切に処理することができる能力を身に付ける」というのは、確かに消費者市民社会の理想形としてはそういうものなのかもしれませんが、ただ、それを消費者に求めるということになると、ともすると消費者の責任ということに行きがちで、「あなた方にこういうことが求められているのに、それをきちんとしなかったあなた方が悪いのだ」という、自己責任論につながりかねないと思います。消費者教育推進法の第1条の中に、「消費者が自らの利益の擁護及び増進のために自主的か

つ合理的に行動することができるよう、その自立を支援する」とあり、支援するということが大事なのであって、消費者に求めるというよりも、国であったり自治体であったりが、消費者が行動できるように支援することが求められているのだと思いますので、あまり消費者に求めるということについては私も違和感を感じます。ついでに言うと、前回の審議会で企業の方々の消費者教育の話を伺って、すごく頑張ってはいるなどは思いましたが、その発言の中には、消費者の方々も権利ばかりではなく責任やルールをきちんと考えてほしいということもあり、そういった形で消費者に何かを求めてしまうと、ついつい使われがちになってしまうため、その辺の表現に対してはナイーブになった方がいいと思います。

(亀田委員) 「危害に遭った時に適切に処理することができる能力を身に付ける」というのはやはりハードルが高いように思いますが、これは、被害に遭った場合に適切に処理と書いてしまうと、どうしても自分で個人的に処理しなければならないと読めてしまうので、例えば、行政が、そういう場合にどういうメニューがあって、どういう風に対処したり、支援する機関があったり、どこに相談したらいいか、そういうような情報があって、それを取りに行けるように、そういうものがあるということを知っていただくといったように、別の表現で書いていただけたらと思います。先ほどの鎌田副会長のお話については、私はどちらかというと事業者の立場ですが、やはり自然人として権利の主体である以上、ある程度は色々なことを考えていただかないといけないという側面はある程度はあると思います。ちょっと話は違いますが、食品表示法で、一括表示の品表の内容が変わりましたが、たくさんの情報が盛り込まれるようになりました。事業者の立場ではさまざまな情報を開示するというのがあるのですが、それを理解して物を選ぶときの基準にさせていただきたいというのもあるので、ある程度の、努力とまでは言いませんが、知識として入れていただかなければ正確な商品の選択ができないということになってしまいますので、別にハードルを高くするわけではなく、一般常識としてある程度のことは知っていただきたいと思います。またそれによって健康被害を防止するためにアレルギーの特定物質等々の情報も入っているのも知っていただいた上でいろいろなものを選んでいただけたらと。被害防止のためにも最低限の情報だけは消費者の方にも知っていただきたいと思います。消費者教育というほどではないですが、情報として提示されたものを受け入れていただくことだけはしていただきたいなと思います。

(石山委員) 私も、一消費者の立場として、各委員が言われたように、ハードルの高さを感じます。ただ、今亀田委員が言われたように、消費生活の中には契約行為ということもありますので、自覚という視点は消費者にも求められるのだらうと思います。ただ、実際問題として、社会の状況を見る

と、なかなか難しいということもあると思います。消費生活センターが行っていることは、普通の消費者に、基本的なことや最新の詐欺被害情報、環境問題とつながっているということなどについて啓発することだと思いますが、やはり求められても難しいと感じることもあります。ただ、詐欺などの被害に対処するということに関しては、情報を教えただけでは、手口も隙間を狙ったものなど進化することを考えると、消費者ももっと賢くならなければならないと感じます。情報提供はもちろん必要ですが、消費者教育は子どものころから学校教育の中で取り上げていって、ライフスタイルに応じた生涯教育ということで行うことは大事なのだろうと思います。何をすることも土台が大切で、消費者教育を直接実施する前に、例えば環境問題や食育などを行い、そのあとに消費者教育を行い判断する力をつけていくということが必要だと思います。

(小野寺委員) この基本計画は平成 28 年度から 32 年度までのものということですので、第 3 章は、「消費者市民社会の実現に向けて」ということですから、32 年度までに何をするかということが書かれていると思います。なおかつ、「実現に向けて」ということですから、少し高い次元でとらえているのではという読み方をいたしました。従いまして、第 4 章で、計画実現に向けてどのような施策を行っていくのかという展開になってまいりますので、第 4 章で施策を具体的に書いてはどうかと思います。そのようにすれば、皆様のご懸念は多少は解決するのではないかと思います。また、先ほどの 26 年度の報告にもありましたが、この間に想定されなかったものもここ 1 年 2 年で発生しているということもあります。これは今回に限らずこれまでも基本計画の推進にあたり起こってきたことですので、おそらく 32 年度までの間にも、現時点では思いもよらないことが出てくるだろう、そういうことからしますと、第 3 章においては、多少大きく捉えておいたほうが良いのではないかと思います。第 4 章の施策のところをもう少し工夫して、なおかつ、今想定していないことも起こることを見越したことも書き加えたらいいのではないかと思います。

(渡辺会長) 色々ご意見をいただきました。消費者が単に保護されるべきものではないというところでは皆様方ご意見が一致しているように見受けられました。ただそれを超えるということになりますと、一気にここに掲げられているような適切な被害の処理等の能力まで行くかどうか、あるいはその前の段階として、さまざまなことに気づかせてあげるというところまでは書き込んでいいのではないといったご意見もありました。単に表現の問題というよりは、考え方に関わるような微妙なところもありそうに思われますので、8 月の中間案のとりまとめまでに、ご検討いただくということでもよろしいでしょうか。それでは、もう一つ、加藤委員から皆様のご意見をいただきたいというお話がありました。消費生活センターの「けん引役としての役割」というところで、牽引役というよりは、む

しろ官民一体という表現の方が適切ではないか。それだとつなぎ役という表現の方がいいのではないか、ただし、それだとコーディネート役という表現との区別がはっきりしなくなるがという留保はございましたが。この牽引役という表現についてはいかがでしょうか。

(亀田委員) どちらかというところ、市民協働の一つのセクターとして、そういった感覚でとらえていったほうがいいのではと思います。

(渡辺会長) それでは、加藤委員、亀田委員のご指摘も勘案した上で、さらに練っていただければと思います。他にございますでしょうか。

(鎌田副会長) 8 ページで、各年代別にどういう相談があるかという一覧があって、「商品一般」というのがあります。統計の取り方なのだと思いますが、高齢者からの相談で「商品一般」が非常に多いということですが、下の方を見ると「商品一般（架空請求）」とか「商品一般（劇場型勧誘）」と書いてありますので、こういうことなのだと思いますが、ここに書くときは、端的に、「架空請求」とか、「劇場型勧誘」などのように、わかりやすく書いていただいた方が、高齢者が大変な被害に遭っているということがわかっていいのではないかと思います。二つ目が、今、選挙権年齢が引き下げになりましたが、民法の成人年齢の引き下げも議論されています。私自身は反対ではありますが、そういう議論が行われている中で、平成 32 年度までというスパンで考えた場合、そういうことも起こるかもしれません、18 歳ですと高校 3 年の途中から該当してきます。そういうことを踏まえた上で、例えば学校教育のあたりでもいいと思いますが、18 歳になるまでの教育を充実させるとか、そのようなことに一言触れた方がいいのかなと思います。

(渡辺会長) それでは、ご意見として検討ということをお願いいたします。よろしいようでしたらこの議題についてはこれで終了とさせていただきます。

#### **議題（5）「学校における消費者教育の推進について」（消費者教育推進地域協議会）**

(渡辺会長) 次に議題の(5)に移ります。「学校における消費者教育の推進について」に参りたいと思います。本日のゲストスピーカーの方を事務局よりご紹介をお願いします。

(事務局) 本日は情報提供者として、2 名の方においでいただいておりますので、お話をいただく順番にご紹介します。まず、本市教育局学校教育部教育指導課より高橋和之主任指導主事です。主として小中学校における消費者教育の実践状況や課題などについて情報提供をいただきます。次に、学校法人明和学園いずみ高等支援学校教務主任の阿部和治様です。いずみ高等支援学校には、当センターからも毎年講師としてお邪魔しておりますが、消費者教育に熱心に取り組まれていますので、その実践状況などについてお話させていただきます。

(渡辺会長) それでは、まずお二方から情報提供をいただき、その後、皆様からご質問や、関連した情報提供、ご提言等をいただきたいと思います。

それではまず初めに、高橋様よりお願いできますでしょうか。

(高橋氏) 仙台市教育局教育指導課の高橋和之と申します。学校における消費者教育ということで、実は私自身、小学校教員を20年ほど務めておりまして、その中で、学校でどのような消費者教育が可能なのかという視点で、少しでも話題を提供させていただければということでお話しさせていただきます。今日は委員の皆様の活発なご意見を聞かせていただいた中で、私自身も初めて知ることがたくさんありました。これまでの審議会の中で議論されたことと重なることもあるかと思いますが、その点ご容赦いただければと思います。それでは資料に沿ってお話しさせていただきます。ご案内のとおり、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」ということで平成25年6月28日に閣議決定されていますが、消費者教育については、「知識を一方向的に与えるのではなく、日常生活の実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指して行われるべきものである」という、まさに小学校、中学校の子どもたちにとって、「実践的な」というところが大事になってくるのかなと思っております。その中で同じく、基本的な方針の中から、消費者の特性、それから場の特性としていくつかの項目が挙がっていますが、年齢として、小学校・中学校、年齢にすると、6、7歳から15歳までの児童生徒、それから場の特性としては、繰り返しになりますが、小学校・中学校、こちらを場ということで、お話を進めさせていただきたいと思います。まず、2番目になりますが、消費者教育を巡る近年の動向として、法律の改正、それから関係機関の設置ということで、こちらの表は文部科学省から提示されているものから抜粋いたしました。その中でやはり、学校現場としましては、平成20年3月の小学校学習指導要領の告示、併せて中学校学習指導要領の改訂・告示ということがポイントになってくると考えております。その翌年には高等学校学習指導要領の改訂・告示、ということで、実際には平成23年度からの完全実施ということに結びついていくことになりますが、この中で、消費者教育の充実ということがうたわれています。さらに平成25年6月になりますと、消費者教育の推進に関する基本的な方針の閣議決定ということがございます。文部科学省としては、この動向を参考にしながら、学校の方でも消費者教育を実施してほしいといことを話されているところがございます。その中で、3つめの、「学習指導要領における消費者教育に関する主な内容と位置付け」ということで、今日の消費行動の多様化、複雑化ということを踏まえ、児童生徒が消費者としての自覚を持ち、主体的に判断し責任を持って行動できるようにする観点から、消費者教育に関する内容の充実を学習指導要領では図っております。資料の裏面になります。こちらに、学習指

導要領における消費者教育に関する主な内容を提示させていただいております。小学校においてはやはり家庭科を中心に、中学校ですと、社会科の公民的分野、それから技術・家庭科の家庭分野において消費者教育に関する内容がより多く盛り込まれています。さらに今回の学習指導要領の改訂で新設された内容もあります。あるいは必修化という内容もあります、というところを確認させていただきたいと思います。ただ、その中で、消費者教育ということは国語や算数のように教科ではございません。教科であれば、国語なら国語の目標に応じて授業の内容を組んでいきますが、環境教育、租税教育、国際理解教育など、何々教育というのがありますが、その位置づけというのはなかなか微妙なところがあると思いますが、消費者教育に関しても例えば家庭科であるとか社会科、小学校であれば生活科、総合的な学習の時間を中心に、そこに、「教科横断的な」という言葉を使っていますが、要は、その教科の中で、その教科の目標に迫るために消費者教育の内容を盛り込みながら子どもたちに指導していきましょうという、アプローチの手段の一つとして消費者教育というものが使えますよ、逆に使っていた方が、子どもたちが具体的な理解ができるのではないかというふうなスタンスでいることが大切のかなと思っております。ですから資料に挙げた他、例えば理科、図工や美術でも取り上げ方によっては消費者教育の視点を盛り込むことができ、あくまでも先生方の意識あるいは視点の持ち方が大事になってくるのかなと思っております。そこで4つ目として文部科学省の取組ということで、資料2も文部科学省の資料から抜粋したものです。この中で文部科学省の方では、消費者教育に関する協議会であるとか消費者庁との連携に取り組んでいくとあるのですが、教育委員会等というところの中に消費者教育に関する研修の実施、やはり先生方に消費者教育ということをもっと広め意識してもらおうということがまず第一だと思います。実際どういう研修があるのかというと、例えば8月に、小学校、中学校の家庭科の研修会がございます。消費生活センターもこちらの方に関わっていただいております、消費生活の授業づくり及び実践法という研修会が組まれております。それから9月には消費者教育研修会、こちらは仙台市の教育センターと消費生活センターの共催という形で、内容としては「持続可能な消費者教育を授業で取り入れるにはどうしたらいいか」という内容の研修会が組まれております。このような研修会や地域の実情に応じた教材の開発というのがありますが、こちらも、人材ですとか施設など、地域の特性に応じた教材の開発を進めていくことが大切だと思います。「教科横断的な消費者教育のカリキュラム開発」とありますが、一つの教科に縛られるのではなく、いくつかの教科を全体像としてデザインしていきながら、消費者教育をどこに盛り込んでいけるのかという視点で計画を組んでいくのが大切だと思います。次に実際

の事例の紹介といたしまして、一つ目として、「仙台自分づくり教育の推進の一例」といたしまして、仙台市教育委員会の教育指導課と学びの連携推進室というところで、総合的な学習の時間を中心に、スチューデント・シティ／ファイナンス・パークという事業を立ち上げております。そもそも「仙台自分づくり教育」とは、ということですが、レジュメの方に目標を記載させていただきました。「児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、人や社会との関わりを大切にしながら、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育むため、仙台版キャリア教育『自分づくり教育』を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力（たくましく生きる力）の育成を目指す」とありますが、その目標の一つとして、小学校は今年度から全部の学校で実施しております。昨年度 20 校ほど先進的に行ったのですが、中学校は今年度 20 校ほど先進的に行い、来年度から全部の学校で行います。内容としては、小学校はスチューデント・シティといたしまして、仙台駅前のアエルの 8 階に、「仙台子ども体験プラザ」という場所がありまして、小学校ですと、5 年生、6 年生が対象となりますが、11 のブースに、市役所も入りますが、企業が入り、子どもたちが実際に自分たちで、労働者側になったり消費者側になったり立場を変えながら社会を体験し、経済活動を学習していきます。働く側、買う側の両方の体験を通して、社会の仕組みや経済の働きを理解していくというものです。中学校になりますとファイナンス・パークということで、同じように 13 のブースがあります。その中で、子どもたちが社会人として税金や日常生活費の支出、保険の選択、旅行の計画など 1 ヶ月の生活設計を行うことを通して、金銭感覚や情報を選択して判断する力を身に付けるという内容となっています。実際に小学校・中学校共に、積極的に行動しながら意思決定をすることの大切さ、あるいは生活設計を組むことの大切さを、体験を通して学ぶ活動になっております。実際に今年度から小学校全校で実施ということですので、子どもたちにとってどのような効果があるかと言うことは、今後になるかとは思いますが、まさしく消費者教育ということに合致したプログラムではないかと思ひまして、紹介させていただきました。次に事例紹介の二つ目といたしまして、各教科における実践状況ということで、仙台市教育委員会の年間指導計画の中から抜粋したものです。小学校ですと、生活科、2 年生の「まちたんけん」。まちに子どもたちが行って、まちの人と関わったり、施設に入り、施設との関わりの中で、当然お店やスーパーなどの方に出向くこともあるかと思ひます。あるいは、3 年生では「店ではたらく人」ということで、販売者の工夫や消費者の工夫を関連付けて考えるという内容となっています。少し前までは「消費者の工夫と関連付ける」ということはありませんでした。前の学習指導要領の中では、お店の工夫を考えるということが主だったのですが、新しい学習指導要領



では消費者の工夫も考えていこうということで、消費者・販売者双方の立場で考える視点ということで位置付けられています。そして小学校家庭科の5年生では「上手に使う物やお金」、さらに中学校になりますと、社会、公民の3年生では「わたしたちの暮らしと経済」、家庭科の中では1年生で「消費生活のしくみ、商品の選択と購入」あるいは「よりよい消費生活のために」ということでより具体的な、経済あるいは消費生活に密着した内容になってくるのかなと思います。子どもたちのアプローチの仕方として、それぞれ、立場を変えて物事を考える、あるいは視点を変えて物事を考えるということが大事なのかな、と思います。教える先生方の方でも、このところは消費者の立場、あるいは販売者の立場というような、立場や、ここは消費者教育の視点で子どもたちに指導しよう、これは環境の視点で子どもたちに指導しようというように、立場や視点を常に押えた指導が大事になってくると思います。「終わりに」というところで、課題として考えられることは、先ほどからお話ししていますが、やはり先生方の意識化というのが大切なポイントになると思います。先生方は消費者教育に関連するものを、授業で行っております。やっているのですが、それが消費者教育であるという意識がそれほどないのではと思います。意識をして進めることが子どもたちに対する授業を進める上でのより効果的な消費者教育に結びついていくのではないかと思います。あるいは指導計画の中で、社会や家庭科、生活科の中で計画を組む段階で、ここは消費者教育とマッチできるのだということを、メモ書き程度でいいので記載していけば、計画の中に見える化がされて、先生方の意識もより具体化してくものと思います。それから、「研修による教材の活用や情報の獲得」、これについても多くの先生方が研修等に参加しておりますが、さらに研修会に参加していただいて、教材の活用あるいは知識の獲得につながっていけばいいと思っております。次に「関係機関や家庭・地域との連携」という視点からも、いろいろな人材が地域にはおりますので、その人材の活用、あるいは消費生活センターもそうですし、各関係機関と連携を図ることによって、より具体的な消費者教育が進められるものと思います。最後になりますが、子どもたちのよりよい実践力ということで、自分のことだけでなく他者意識を持って実践できるような子どもたち、そして、積極的に消費生活に関わっていけるような子どもたちの育成のため、教育局の方でも先生方に少しでも支援していければと思っております。今回参加させていただき、私自身わからないことがたくさんありましたので、勉強させていただきました。どうもありがとうございました。

(渡辺会長) ありがとうございました。それでは続きまして阿部様からお願いいたします。

(阿部氏) いずみ高等支援学校の教務主任をしています阿部と申します。どうぞよ

ろしくお願いいたします。本校は、私立の特別支援学校でございます。学校案内の方をお持ちしましたので、詳細はそちらをご覧くださいと思いますが、昭和 37 年に学校法人明和学園いずみ養護学校として開校して、24 年度に創立 50 周年記念式典を挙げております。同年 4 月より学校名称をいずみ高等支援学校に変更し、現在に至っております。本年が 53 年目ということで、在籍生徒は現在 99 名となっております。女子のみの私立の特別支援学校で、本科課程 3 年、専攻科課程 2 年を置いております。学科は普通科で、教育課程は領域・教科を合わせた指導、特に家庭科を中心に編成しております。「学習即生活・生活即学習」を実践しております。広域入学という形で、寮を付置しております。現在、仙台市内、宮城県内、それから東北ですと福島、山形、関東圏ですと埼玉、東京等からも生徒を入れております。私立ということで教育課程は独自の編成をしております。本校における消費者教育についてです。導入のきっかけとしましては、インターネットの普及や携帯電話の普及、それから一般化、また巷での悪質商法のニュースが繰り返される中で、やはり注意喚起が必要だということと、卒業後あるいは、専攻科修了後社会に出て実際に働く、あるいは家庭だけではない地域社会とのかかわりが出てくるということで、注意しなければならないことを教育する必要があるだろうといところがきっかけでした。なお、一般事業所へ就労して 3 年ぐらいたった卒業生から、「実は先生、高い布団を買ったんだけども」という話があり、実際、訪問販売等で断りきれず、高級羽根布団を購入したということがありました。この子は近くの子ではなかったのですが、地域の支援センターさんと連絡を取って、学校からも保護者と問題の解決のためのアプローチをして無事払わずに済みました。そのようなこともありまして、計画的に教えていく必要があるだろうということで、学習の中に取り入れるようになりました。資料の(2)ですが、今年度の学習内容としては、本科 3 年生の「家庭一般・経済生活」で、①給料、生活費について、②悪徳商法について、③金融機関の利用について、といったように、ピックアップした形ですが、消費生活センターの利用等も含めた形で実施しています。専攻科 2 年生では、進路学習という時間に位置付けておりまして、こちらも内容としては「経済生活」となります。もう少し細かく、①生活費と小遣い、②お金の計画的な使い方、③お金の管理、④銀行や郵便局、カードの使い方、⑤悪質商法や通信販売、このような内容の学習を取り入れながら、それぞれ社会に出るための学習を進めています。具体的に、仙台市消費生活センターの見学というのは、平成 15~16 年頃から行っていると思います。実際に消費生活センターはここだよと、場所の確認ということで、校外学習的に設定しまして、実際にその場所に行って、困ったときはこういう所に行くんだよ、ということと、その中でくらしのセミナー的な講義をし

ていただくという機会をもちました。こちらは主に卒業・終了を見越した学年ということで設定しておりました。3年次に行くか、専攻科2年次に行くかは生徒の状況・実態に応じて計画しております。平成22年度、23年度については専攻科2年生が実際に消費生活センターを訪れてお話を伺うという形を取っております。その後、仙台市消費生活教育講座で、学校に伺ってお話しすることが可能ですよ、というご案内をいただきまして、平成23年度から学校を会場に実施しております。こちらは本科3年生を対象としました。この時は、専攻科2年生は実際に場所に行って、見学をしてお話しを聞いてくる、そして3年生については学校を会場に学習をさせていただくという形で実施いたしました。ただ、平成24年度から、見学受け入れは仙台市在住者に限るというお話がありまして、他県から来ている方もいるため、一部分で行くよりは学校に来ていただくくらしのセミナーの方に2学年合同で参加した方がいいのではないかと検討がありまして、24年度からは2学年でくらしのセミナーを実施しています。このねらいとしては、消費生活センターの役割を知り、卒業、修了後の社会生活に役立てること、そして消費者被害防止に関する講習を受け、消費生活についての理解を深めるということの2点です。講習内容としては、悪質商法に注意、訪問販売とクーリング・オフ制度、急増するインターネットトラブルです。実際に知的障害がある生徒さん、理解力にも差がある生徒さんがいらっしゃいますので、机上の講義形式だけではなく、視聴覚機器を使っていただいてDVDで実際の場面を見ながらお話を聞く、それから、プリントを準備していただいて、クイズ形式で答えながら、あるいは、「その時あなたはどうしますか」という設問に答えたり、それから、実際に教師が悪質業者に扮し、電話をかけてロールプレイングのような形で、しつこく迫って断り方の学習をしたりします。これがなかなか面白くて、断りきれず「買います」と言ってしまう生徒も中にはおります。「いやいや、本当に買うんですか」とこちらが心配するような形になります。さらに、もし被害に遭ったら、困ったことがあったらどこに相談したらいいのか。例えば、仙台市ではここにあるけれど、君の地元はここにあるよ、といった話もします。それから、インターネットトラブル。これもなかなか厳しいものがありますが、いろいろなケースについてお話をいただいております。実際に繰り返し学習していく中で、インプットされていくところもありますし、より具体的な話をする中で、これからの生活に役立てていける部分もあるので、そういう観点を大事にしながら進めていただいております。なお、今後に向けてですが、やはり発達段階に応じての学習の内容をこれからも考えていかなければならないというのが、学校側も含めての課題であると考えております。それから、学校で学んだことを保護者の方にもお伝えして、家庭の中でももう一度繰り返し、振り返って注

意を促していただきます。家庭の中で携帯電話・スマートフォンを扱っていても、どういうふうになにをしているのかも把握していないという問題も出てくるようですので、その辺も含めて注意喚起が必要かなととらえております。社会の変化に即応した、いろいろな部分で新卒の部分が出てくるので、そういうものも取り入れながら注意を促していければと思っております。その年度年度で生徒さんの状況等も変わりますが、ポイントを押えながら今後も続けていけたらと考えております。くらしのセミナーで生徒たちは大変楽しく学習させていただいておりますので、今後もできるだけ計画的に進めていければと思っております。資料の2枚目に実際に学習している場面の写真を載せております。プリントを記入したり、DVDを見たり、教師が悪質業者になりすましてロールプレイングをしたりということで、資料の方もいろいろ持ってきていただき、より具体的な形で提案していただいているので、生徒たちにはとても参考になっています。今後ともいい形で続けられればと思っております。ありがとうございました。

(渡辺会長) ありがとうございます。それでは、お二人の方より情報提供をいただきましたので、ここからは自由な形で議論を進めたいと思います。質問、感想や皆様からの情報提供、さらに学校で消費者教育を進めるにあたってどのような支援が必要か、など、どのような観点からでも結構ですので、ご意見をお願いいたします。

(加藤委員) 高橋様より、資料2ページの文部科学省の取組のところでご説明いただきましたが、消費者教育に関する研修に参加する先生は、科目など、どのような方たちなののでしょうか。また、地域の実情に応じた教材の開発と書いてありますが、教材の開発は誰が行うのでしょうか。

(高橋氏) 具体的な数字はありませんが、教育センターにおりました時に見たところ、小学校でありますと教科担任制ではありませんので、主に5年生、6年生の先生方が多いかと思われました。やはり家庭科を学習するのが5～6年生になりますので、5年6年を担当している方が多いのかと思われました。ただ、小学校の場合ですと、何年生、何の教科ということに関わらず参加受講されています。中学校に関しましては、やはり家庭科、あるいは社会の先生方の参加になるのかと思えます。中学校ですと教科担任制ですので、先生方もより具体的な知識・情報を知りたいということもございますので、家庭科、社会科の先生方と言うことになると思えます。教材の開発について、「開発」というと何か新しいものを新たにという印象がありますが、まずは学校の中で、子どもたちに指導する際に、指導計画というものを先生方が学校や子どもたちの実態に応じ立てます。地域に合った、あるいは子どもたちに合った指導の工夫の中で、教材といっても広い捉え方がありますが、教材あるいは人材をどのように活用していくか、それは、まずは学校かなと思えます。

- (加藤委員) 実践力は大事ですが、実践の他に他者への想像力を巡らせるということも非常に大切になってきていると思いますので、小中学校の現場において、例えばカカオ豆を収穫するときの児童労働や、女性の低賃金労働を防ぐためにフェアトレード商品を買うといいといったDVDなどを見る機会はあるのでしょうか。また、パソコンの学習ではどのようなことを行っているのでしょうか。また、万が一変なところをクリックするところなる、のようなことも併せて教えることができるような学習時間になっているのでしょうか。
- (高橋氏) 確かに想像力というのは大切な視点になると思います。やはりこれも小学校の低学年から中学校3年生まで幅広い年代になってきますので、子どもたちの発達段階に応じて想像力を養うということは、先生方ももちろん押えられているとは思いますが、なかなか目に見えないところですので、その背景なども押えるというのは大切な視点だと思います。また、情報モラルに関してですが、これも情報教育の中で、基本的な技能、例えば小学生ですとキーボードの使い方、インターネットへの入り方といった基本的な技能は習得させます。ただ、情報教育の中心になってくるのは、パソコン、インターネットを活用してどのような情報を収集するかということがポイントになってきますので、その学年、あるいは教科の内容によってどのようにインターネットを活用していくかということになります。ただ、ご指摘のように情報モラルについても指導していかなければなりませんので、例えば道徳教育の中ですとか、あるいは情報活用を実際に行っている社会科の中で情報モラルについて折り込みながら、発達段階に応じた指導をしています。
- (加藤委員) 阿部様のお話の中で、ロールプレイングを活用し個別に対応しているというのはとてもいい取組だと思いました。消費生活センターにお願いですが、高齢者に対してもそのような取り組みをした方がいいのではないかと思います。大勢の前で、このようなことに気をつけて、と言っても、「私は大丈夫」と思いがちです。個別に行うというのは高齢者にも活用できるのではないかと思います。
- (渡辺会長) ご意見ということでよろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。
- (石山委員) 高齢者にロールプレイは難しいのではと思うので、寸劇やクイズなどで面白おかしく行った方が、いくらかでも覚えていただけるのではないのでしょうか。これは感想ですが、私も審議会の委員になっていながら、学校教育や学習指導要領がこのようになっているということを知らないでおりましたし、たくましく生きる力とうたって推進するということ、具体的には子ども体験プラザというものがあることを知りまして、すごいことをやっていると思いました。いずみ高等支援学校でも、実践的な社会生活につながる教育をされていると感じました。学校教育の場でもこのような形で進めてほしいと思いました。成人年齢の話がありました

が、20歳で単独で法律行為が行えることになっていますので、20歳になった途端、カモにされてしまうこともあります。社会人になる前の段階で土台の部分を作り、被害に遭わないような力をつけてほしいと願います。やはり学校教育が一番大事かなと思います。情報モラル、環境教育や金銭教育など多方面から土台作りを行っていただきたいと思います。ただ、先生方も専門外だったり忙しかったりすると思いますので、外部講師をもっと活用したらいいと思います。大人に話すような情報は、パソコンや携帯などは別として、子どもにはそれほど具体的に教える必要がないのではという感じがします。私たちが子どものころは地球環境のことなどは教えられませんでした。今の子どもたちと話していると、大人よりも詳しく感じます。教えれば成果は上がると思いますので先生方、関係者の方は大変だと思いますが、学校教育が一番大切だと思いますのでよろしくお願いいたします。

(加藤委員) 石山委員に質問ですが、高齢者にロールプレイは無理なので面白おかしく行った方がいいという発言がありましたが、なぜ高齢者には無理なのかその理由を教えてくださいたいと思います。面白おかしく啓発をしても被害がなくなるからロールプレイがいいのではないかと思ったものですから。

(石山委員) 一概に高齢者と言ってもいろいろな方がいるので、想定している高齢者が違っているのだと思います。私はどちらかというと判断力が弱くなった方を目にしていて、そういう方たちにロールプレイは大変ではと思いました。私も会社勤め時代、売る方と買う方になるロールプレイを行ったことがあります。実際の商売は難しいことが多いので、高齢者にロールプレイをさせるのはなかなか難しいのではというのが、あくまでも私の感想で、どのような人を想定しているかにもよると思います。

(渡辺会長) 想定している年齢層や状況が違うような印象をうけましたので、高齢者によってはロールプレイも無駄ではないというニュアンスかなと受け取りました。

(向所委員) 高橋様に小中学校の取り組みを伺い、私たちのころに比べたら本当に実践的な中身だということがよくわかりました。仙台市の自分づくり教育の中で、職場体験もされていて、子どもたちも体験していましたが、全ての学校ではないと思いますが、中学校では5日間行っている学校もあるようです。企業さん側の協力もないとできないことですが、小さいころから社会とつながる体験ができる取り組みだと思いました。特別支援学校だから特に卒業前にきちんと教えていきたいということがあって取り組んでいらっしゃるというのがとても素晴らしいと思いました。これは、特別支援の生徒だけでなく、一般の高校生や大学生にももちろん必要なことなので、そこまできめ細かく行うのは難しいにしても、高校や大学にも知らせる機会が必要ではないかと思いました。配慮が必要

な子どもたちにわかりやすいということは、一般の人にとってもわかりやすいと思いますので、みんなにとっていいことなのではないかと思いました。また、20歳になると契約者になれるということを知っておく必要があります。自覚がなくても、20歳だと言うと、自分で契約したということになってしまうということも、基本的な知識としてそういう場面になる前に知っておく必要があると思いました。

(伊 東 委 員) 阿部先生のお話を聞きまして、同じ仙台市にありながら、このように充実した学習をされていることが、初めてわかりました。消費者教育の中で、子どもたちに一番難しそうだと思うことはどの点かということをお聞きしたいです。

(阿 部 氏) やはり、ずっと入る子もいますが、その時にはわかったと思っけていても、実際の場面で応用できるかということ、そこに壁があったりします。実際の場でいかに使える力にしていくかということが難しいところだと思っています。内容的には、理解力に差があるので、文字から理解できる子もいれば、視覚的なものが重要な子もいますし、繰り返しが必要な子もいます。一概には言えませんが、学んだことを実際に活かすために、繰り返しや、生活の中でもっと意識付けしていくことが必要だと考えています。

(伊 東 委 員) 小学校では、実践的な態度や能力を育むことに重きを置いています、そこが一番難しいということをお今日改めて思いました。また、被害に遭ったらどこに相談したらいいかということをお出身県ごとにきちんと教え、対処の仕方がわかってさえいけば、どこかに相談すれば、あとは誰かが助けてくれるということをおしっかり教えているところが素晴らしいと思いました。なお、先ほどの研修について、大体、小中学校から15人~20人ぐらいの先生が受けているようです。夏休みの自主研修として進んで受けられている先生方です。今年の10年研では、私たちの学校の先生は、3つの課題の中から消費者教育を選んで受けたということです。男の先生ですが、興味あるので選んでみたと言っていました。節目節目の研修にこのような研修が入っているので、いろいろな形で広がっていくのではないかと思います。

(渡 辺 会 長) 様々な意見を頂戴しました。おおむね予定の時間となりましたが、ほかにあとお一人、お二人いかがでしょうか。

(飯 塚 委 員) 先生方のお話を伺い、学校では子どもたち一人ひとりに対して教育をしたり、情報を知らせるなどできると思いますが、教育というおどうしてても、学校で教えてもらえるものというか、与えられるものというイメージがあるのですが、社会人になってしまうと、自分から求めないと受けられないと思ひます。そうしますと、先ほどの資料4の19ページのところに、それを消費生活センターでどのように伝えるかということで、「インターネット、市政だより、消費生活情報誌、チラシ、パンフレッ

トなど多様な媒体を通じて」というふうにまとめていただいていますし、22 ページの最後の、「計画の推進に向けて」のところで、情報の発信と収集というタイトルでまとめていただいています。インターネットを使わない人も、市政だよりが届いても見ない人も、情報誌は見ないし、チラシ、パンフレットが行き届かない人も、高齢で認知能力がなくなっている人は何も見られないかもしれないですね。市民の一人として要望ですが、行政には、最後の最後の一人まで情報を発信できているかという想像力を持って伝える努力が必要かなと思いましたのでぜひよろしくお願いします。

(渡辺 会長) ご要望ということで承りました。これで議題 (5) を終了ということでよろしいでしょうか。情報提供いただきました、高橋様、阿部様、お忙しいところお越しいただきありがとうございました。今後基本計画を策定していく上で、非常に貴重なご意見を頂戴することができたと思います。

#### 議題 (6) その他

(渡辺 会長) 議題 (6) その他ですが、皆様から何かございすでしょうか。ないようでしたら本日の会議を終了し、事務局にお返しします。

平成 27 年 8 月 5 日

仙台市消費生活審議会会長

渡辺 達徳

会議録署名委員

加藤 房子